

# 南会ドローン中学校ドローンショーによる過疎地域応援事業企画プロポーザル実施要領

令和8年4月2日  
福島県南会津地方振興局

福島県が実施する「南会ドローン中学校（なんかいどろんちゅうがっこう）」の一環として行うドローンショー開催に必要な業務の委託契約候補者を選定するに当たり、本実施要領に基づき企画プロポーザルを実施します。

## 1 業務の名称

南会ドローン中学校ドローンショーによる過疎地域応援事業

## 2 業務の内容

別紙「南会ドローン中学校ドローンショーによる過疎地域応援事業仕様書（案）」のとおり。

## 3 契約期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 見積上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 5 公募方法及びスケジュール

### （1）公募方法

福島県南会津地方振興局（以下、「振興局」という。）のホームページに要領を掲載することにより募集します。

### （2）スケジュール

| 日時             | 内容                  |
|----------------|---------------------|
| 4月 2日（木）       | 公募開始                |
| 4月 8日（水） 正午    | 質問書の提出期限            |
| 4月10日（金）       | 質問書への回答             |
| 4月14日（火） 正午    | 企画プロポーザル参加表明書提出期限   |
| 4月17日（金） 正午    | 企画提案書提出期限           |
| 4月22日（水）（予定）   | 審査会（オンラインプレゼンテーション） |
| 4月22日（水）以降速やかに | 審査結果通知（書面）          |

## 6 プロポーザルに係る事項

### （1）プロポーザル参加の要件

次に掲げる条件を全て満たす者とします。

なお、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可としますが、この場合は代表者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の参加者資格についても同様に扱います。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成1年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（ア） 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）。

（イ） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

（ウ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

（エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

（オ） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

キ 本公告に示した業務に技術上類似する業務（屋外における100機以上のドローンショー）を実施した実績があり、かつ、業務を確実に履行できる者であること。

## （2）要領等の入手方法

要領及び様式等については、振興局のホームページからダウンロードしてください。

なお、振興局の窓口又は郵送等での配布は行いません。

## 7 質問の受付

質問については、以下により受け付けます。

### （1）提出期限

令和8年4月8日（水）正午まで（必着）

### （2）提出方法

「質問書（第1号様式）」により、振興局宛てに電子メール又はFAXで提出してください。

なお、件名は「【質問】南会ドローン中学校ドローンショーによる過疎地域応援事業」とし、電子メール又はFAXの送信後、電話で連絡してください。

### （3）質問に対する回答

競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、振興局のホームページに令和8年4月10日（金）に掲載する予定です（質問者への直接の回答は行いません）。

## 8 企画プロポーザル参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思がある場合は、「南会ドローン中学校ドローンショーによる過疎地域応援事業企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）」を提出してください。なお、表明書の提出がない者の企画提案は受け付けませんので注意してください。

### (1) 提出期限

令和8年4月14日（火）正午まで（必着）

### (2) 提出方法

参加表明書を振興局宛てに電子メール又はFAXで提出してください。

なお、件名は「【企画プロポーザル参加表明書】南会ドローン中学校ドローンショーによる過疎地域応援事業」とし、電子メール又はFAXの送信後、必ず電話で連絡してください。

### (3) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和8年4月20日（月）正午までに「辞退届（任意様式）」を振興局宛てに電子メール又はFAXで提出してください。

## 9 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思がある場合は、「8 企画プロポーザル参加表明書の提出」による手続を行った上で、企画提案書等を「13 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出してください。

### (1) 提出期限

令和8年4月17日（金）正午まで（必着）

### (2) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

なお、持参による提出の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時まで、提出期限である4月17日（金）に限り正午までとします。

### (3) 提出書類（アからクまでを一式とし、順番に並べた正本一式及び副本4式（計5式））

ア 南会ドローン中学校ドローンショーによる過疎地域応援事業企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）

イ 企画提案書及び業務工程表（任意様式。ただし、日本工業規格A4版で10ページまでとします。）

ウ 事業経費積算内訳書（任意様式。ただし、日本工業規格A4版とします。）

※ 税抜きで各経費を積算した上で、積算全体にかかる税額を一括で記載し、総事業経費（＝見積り額）を表記してください。

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類（任意様式。ただし、日本工業規格A4版で5ページまでとします。）

オ 会社概要（第3号様式）

カ 業務実施体制書（第4号様式）

キ 定款等の写し

※ 法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するものを提出してください。

ク 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの）

※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類を提出してください。

## 10 企画提案書等の作成に関する留意事項

9-（3）-イの企画提案書においては、仕様書（案）の内容を踏まえつつ、以下を記載してください。

### （1）本業務におけるドローンショーの演出（一部）の提案

南会津地方の夜空を最大限に生かすシーンの演出内容

※ 具体的な演出内容は、3シーン以内で提案してください。

※ 全体のコンセプト、ストーリー展開等を簡潔に補足することは可とします。

※ 本業務における演出内容は、福島県と受託者との協議（主催者の想い、ドローンショー会社の想い、技術的制約等のマッチング）により決定していくことから、必ずしも提案した内容どおりになるとは限らない点についてご了承ください。

### （2）使用機材の概要

ア 使用機体（複数の種類の機体を用いる場合、全て記載）

機体数（300機以上400機以下とします。）、飛行可能時間（カタログ値）、発光色数、防水性能、耐風性能 等

※ 使用バッテリーの管理方法や低電圧時の安全設定（機体の挙動）、当該設定を前提とした演出可能時間（離陸から着陸まで）も記載してください。

イ RTK（Real Time Kinematic）

自前基地局方式、ネットワーク（LTE）方式又は併用方式の別、RTK信号途絶時の安全設定（機体の挙動） 等

ウ 現場での安全対策

どのような現場でも確実に実施する対策を記載してください。（ロケハンにおいてこれらの対策がとれないと判断した場合は、場所や時間を調整（変更）します。）

エ 当日までの想定スケジュール

ロケハン、絵コンテ提示、演出内容シミュレート動画の提示、リハーサル、打合せ等の想定時期や回数を記載してください。

なお、ロケハンについては、委託契約候補者の決定後、仕様書の協議や契約書の取り交わしの前に行うことも想定されるため、見積りに費用を計上しないでください。（ロケハンにかかる費用については、1回につき最大2名分まで県の規定に基づく旅費をお支払いする予定です。）

オ その他

本業務の実施に当たり、工夫したい点など、特にPRしたい点があれば記載してください。

## 11 企画提案書等の提出に関する留意事項

### (1) 失格又は無効

- ア 提出期限を過ぎて提出された企画提案は、無効とします。
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合は、失格とします。
- ウ 提出書類に不備があった場合は、無効とする場合があります。
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とします。
- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期限内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合は、失格とします。
- カ 4に示す見積上限額を超える提案があった場合は、無効とします。
- キ 本実施要領に違反すると認められた場合は、失格とします。
- ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合は、失格とします。

### (2) 複数企画の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

### (3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担となります。

### (4) その他

- ア 参加者は、参加表明書の提出をもって要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 必要に応じて提案者に対し追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

## 12 プロポーザルの審査に関する事項

### (1) 企画提案の審査（オンラインプレゼンテーション審査）

契約候補者は、審査会において、企画提案の内容を下記「(3) 審査基準等」及び「(4) 契約候補者の選定」に基づき選定します。

### (2) プロポーザル審査会の実施

- ア 日時  
令和8年4月22日（水）（予定）
- イ 方法  
Zoomによるオンラインプレゼンテーション（画面共有可）
- ウ 内容等  
企画提案者が、プレゼンテーションにより企画提案内容を説明し、審査委員からの質問に応じる。開始時刻、説明時間、ミーティングID等は追って連絡します。

### (3) 審査基準等（配点は審査員1名当たりの点数であり、審査員1名当たり100点満点）

| 項目               | 評価の視点                     | 配点 |
|------------------|---------------------------|----|
| 業務実施体制等<br>(40点) | 業務を確実に遂行するための体制が整っているか。   | 10 |
|                  | 業務を円滑・適切に実施できるスケジュールであるか。 | 10 |

|              |   |  |
|--------------|---|--|
|              | 打合せのタイミングや想定回数は適切か。   | 10   |
|              | 本業務におけるドローンショーへの熱意を有するか。  | 10   |
| 企画力<br>(50点) | 地域の魅力を効果的にPRできる能力を有するか。   | 10   |
|              | ドローン活用への理解を醸成できる能力を有するか。  | 10   |
|              | 独創的な演出を企画できる能力を有するか。  | 10   |
|              | 多くの機体を用いて精緻な演出を可能としているか。<br>380機以上400機(上限)以下 … 5点<br>360機以上380機未満 … 4点<br>340機以上360機未満 … 3点<br>320機以上340機未満 … 2点<br>300機(下限)以上320機未満 … 1点 | 5  |
|              | 安全対策及びトラブル対策は十分であるか。  | 15   |
|              | 費用<br>(10点)   | 事業経費が安価であるか。<br>見積り額(税抜き)が少ない順から1位 … 10点<br>2位 … 8点<br>3位 … 6点<br>4位 … 4点<br>5位 … 2点<br>6位以下 … 1点<br><br>※ 複数の提案者が同額であった場合、当該同額提案者の次の順位は、当該同額提案者の順位に当該同額提案者数を加えた順位とする。<br>例) 3提案者が同額2位(8点)の場合、次に経費が少ない提案者を5位(2点)とする。 |

#### (4) 契約候補者の選定

ア 各審査委員の合計得点により企画提案者ごとの順位を決定し、最も順位が高かった者を契約候補者とします。

イ 各審査委員の審査において、「(3) 審査基準等」のうち1項目でも0点がある場合は、契約候補者として選定しません。

#### (5) 結果の通知

審査の結果は、プロポーザル参加者それぞれに個別に通知するとともに、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の「順位及び合計得点」を振興局ホームページで(契約候補者以外は、参加者名を伏せて)公表します。なお、審査結果に関する問合せ等には応じません。

#### (6) 契約の締結等

ア 仕様書の協議

契約候補者と委託者が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結します。なお、仕様書の内容は、協議の結果、提案と異なる内容となる可能性があります。

イ 契約金額の確定

契約金額は協議結果により作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定します。

ウ 契約保証金について

契約候補者は契約保証金として、契約額の100分の5以上の額を、契約締結額前に納付しなければなりません。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号の規定に該当する場合はこの限りではありません。

エ その他

契約候補者と発注者との間で行う協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果における順位が次点であった応募者を契約候補者とします。

13 問合せ先及び各種書類の提出先

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1

福島県南会津地方振興局 県民環境部 渡部

電 話：0241-62-2061

F A X：0241-62-5209

E-mail：[minamiaizu.kenminkankyoushou@pref.fukushima.lg.jp](mailto:minamiaizu.kenminkankyoushou@pref.fukushima.lg.jp)